株主各位

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役社長 金 子 靖 代

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月25日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成24年6月26日(火曜日)午前10時

2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号

東京ミッドタウン ミッドタウン・イースト 地下1階

東京ミッドタウン・ホール Hall B

(会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないよう末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第47期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.cbon.co.jp/company/)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復旧が進み、国内景気は緩やかな回復の兆しが見られるものの、円高や欧州財政危機等の影響もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する化粧品業界におきましては、国内市場がほぼ成熟している中で異業種の参入等により競争が激化しており、厳しい事業環境が続いております。また、当社の主力製品であるスキンケア製品におきましては、経済産業省の化粧品統計表(平成23年4月から平成24年2月まで)によりますと、国内の販売金額が前年同期を下回る結果となり、予断を許さない状況となっております。

こうした経営環境の中、当社は創業以来、「お客様の美を創造し演出する会社」として、「お客様に美しくなることを提供し、その結果に最後まで責任を持つ」ために、化粧品の研究・開発、製造から販売、アフターサービスに至るまでの製販サービス一体の事業展開を行い、化粧品にアフターサービスという独自の付加価値をつけることにより、他メーカーとの差別化を図っております。

当社独自の事業活動を推し進めてきた結果、当社は平成24年3月22日付で東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。今後もステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく、業容の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

当事業年度における主な販売活動としては、新店の開設、及び東日本大震災に伴い自粛しておりました集客活動の再開と集客方法の多様化による新規顧客の獲得を行うとともに、既存顧客に対するきめ細やかなサービスと顧客ニーズに対応した製品を提供してまいりました。

店舗におきましては、5月には江坂東急プラザオッツ店(現「江坂オッツ店」)、11月には久喜パークタウン店をオープンし、販売網の強化を図りました。一方、店舗運営の合理化のため、金沢店とイオン御経塚店を統合し、新たに金沢御経塚店としてオープンいたしました。以上の結果、直営店舗は、合計104店舗となりました。

新規顧客の獲得におきましては、イベント集客を中心に徐々に集客活動を再開するとともに、異業種企業との集客タイアップ等集客方法の多様化を進めてまいりました。また、教育研修制度の充実により接客力の向上を図ることで既存顧客からのご紹介による来店にも注力してまいりました。

既存顧客におきましては、季節に応じたスキンケアの訴求や定番美容液『FPプログラム14S』の増量キャンペーン(9月)、歳末キャンペーン(12月)、毎年恒例の『ファーメントパウダー』増量キャンペーン(2月)等、定期的に店舗へご来店いただける企画を実施いたしました。また、顧客満足度向上のために、メールアンケートを積極的に活用したきめ細やかなサービスの提供など、顧客管理体制の強化を徹底し、顧客の来店促進を行ってまいりました。

製品におきましては、下記のとおり期間限定製品等を発売いたしました。

- ・4月:紫外線量が気になる春からの美白対策として、美白スキンケアラインのホワイトシリーズより、期間限定セットを発売。
- ・5月:3ステップの美白ケアプログラムとして、毎年人気の『SPA BA』をさら にバージョンアップした夏季限定のスペシャルセットを発売。
- 7月:美白スキンケアラインのホワイトシリーズより、気になる部分を集中ケアし、明るい素肌へ導く薬用美白クリーム『ブライトクリーム』とシートタイプのエッセンスパック『フレッシュセラムマスク』を発売。
- ・8月:夏のダメージ肌に働きかけるサロンケア専用のスペシャルケアセット \mathbb{F} S P A P J $-\mathbb{W}$ 』を数量限定で発売。
- ・10月:高級エイジングケアラインのコンセントレートシリーズより、夜専用のスキンケア3アイテム『バイタルクリーム』『ハイドレーター』『ナイトセラムS』を新発売。
- ・11月:初のサプリメントとして平成22年11月に発売した『アサイベリー』をバージョンアップした『アサイベリーQ10』を新発売。 また、睡眠中の肌機能に着目した『SPA CONCENTRATE NP』 及びオリジナル酵素ドリンク『葡萄美人-2011』を数量限定で発売。
- ・12月:ボディ用の保湿美容液『MEボディエッセンス』をリニューアル発売。
- ・1月:人気製品である『トリートメント マセ』をベースに、優雅な香りとエイジン グケアをプラスした『コンセントレート NPマセ』を数量限定で発売。
- ・3月:素肌の美しさを引き立たせる『メイクアップライン』を新発売。

以上の販売活動を実施した結果、直営店舗における売上高は13,854,768千円(前年同期比2.9%減)となりました。また、当社は東京化粧品厚生年金基金に加入しておりましたが、将来的に財務面でのリスクが懸念されるため、同基金から脱退し、これに伴う特別掛金772,147千円を特別損失として計上いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高14,228,157千円(前年同期比2.8%減)、営業利益1,394,544千円(前年同期比3.8%増)、経常利益1,426,346千円(前年同期比2.1%増)、当期純利益259,421千円(前年同期比61.6%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、販売網の拡大を図るべく直営店を2店舗開設し、2店舗を改装いたしました。また、顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、3店舗を移設いたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は309,921千円(出店に伴う敷金保証金を含む)となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は21,905千円であり、これは、店舗の移転、改装等に伴う建物及び工具、器具及び備品等を除却したことによるものであります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分			第 44 期 (平成21年3月期)	第 45 期 (平成22年3月期)	第 46 期 (平成23年3月期)	第 47 期 (当事業年度) (平成24年3月期)
売	上	ī	高	(千円)	14,305,158	14,936,149	14,639,366	14,228,157
経	常利	IJ ā	益	(千円)	1,245,234	1,392,892	1,397,662	1,426,346
当	期純	利	益	(千円)	533,005	834,018	674,969	259,421
1 核	送当たり当期	月純利	益	(円)	1,256.20	196.56	159.08	61.14
総	資	j	産	(千円)	10,366,459	10,945,513	11,031,696	11,099,719
純	資	j	産	(千円)	7,785,970	8,415,025	8,740,111	8,644,557
1 純	株 当 資 産	た を 1	り額	(円)	18,350.15	1,983.30	2,059.96	2,037.45

(注) 平成21年7月16日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っております。なお、1 株当たり当期純利益及び1 株当たり純資産額は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成25年3月期から平成27年3月期までの中期経営計画の経営指針として「顧客数の拡大」を掲げ、ブランド力の強化等により新規顧客の獲得を推し進め、顧客満足度の向上や会員向けサービスの拡充を図ることで既存顧客のロイヤルカスタマー化を目指してまいります。

中期経営計画実現のための重点課題として「新規集客力の強化」、「既存顧客の継続率 の向上」、「顧客受入れ態勢の強化」の3つの項目を掲げております。

①新規集客力の強化

一貫したブランディングのもと、メディアミックスを駆使した広告を展開することで、イベントをはじめとする各種集客活動を行いやすい環境を整え、異業種企業との集客タイアップやWEBマーケティング等を積極的に展開し、集客力を向上させます。

また、インターネットによる通販事業の強化や、関西を中心としたエリア空白地域への出店地域の拡大により、新たな販売チャネルを開拓してまいります。

トライアルメンバー(サロンを体験利用された未契約の顧客)やオンラインメンバー(当社ウェブサイト上で会員登録された顧客)等の見込顧客の顧客化を実現し、ご利用いただいた顧客に対し、一人一人に適した美容情報の提供など、顧客ニーズを的確に把握したきめ細やかなサービスを提供することで、口コミによるブランドイメージの向上や紹介による新規顧客の獲得につなげてまいります。

これらの施策により、『シーボン』ブランドを一層強固なものにし、新規顧客の獲得を目指してまいります。

②既存顧客の継続率の向上

顧客が継続して当社をご利用していただくためには、顧客満足度の向上が重要な課題であると考えております。そこで、これまで運用してきた顧客志向のサービス評価制度(顧客満足度評価の結果を店舗美容販売員の評価にフィードバックする制度)を継続するとともに、メールアンケートの活用を通じてこれまで蓄積してきた顧客情報を分析することにより、製品・サービスの質の向上を図ってまいります。また、ロイヤルカスタマーとしてご愛用いただいている顧客へのサービス内容を見直し、継続してご利用いただくことでインセンティブが付加される魅力的なサービスを実現いたします。

さらに、顧客の消費環境の変化や様々な顧客ニーズに対応するため、サロンのチャネルと通販のチャネルの相乗効果を図ることで、既存顧客の継続率を向上してまいります。

③顧客受入れ態勢の強化

顧客が当社を継続してご利用いただくためには、店舗美容販売員の接客の質の向上が不可欠です。当社は、優秀な人材の確保・育成とともに、やりがいのある仕事や働きやすい職場環境を提供することにより従業員満足度が向上することで、従業員の個性や能力が顧客満足度向上につながるように十分に発揮され、安定的成長につながっていくと考えております。

そのためには、ホームページやリクルートブック等の様々なツールを活用し、当社で働くことの価値を訴求することで、採用ブランド力を強化し、優秀な人材の確保・育成を図ってまいります。そして、ダイバーシティの推進や人事・研修制度を充実することで、従業員の満足度向上と定着化を図り、従業員のパフォーマンスを最大化できる職場環境を整えてまいります。

また、顧客ニーズを的確に捉えた製品開発体制の強化も重要な課題であると考え、特 徴ある製品ラインを投入することで差別化を図り、多くの顧客からのご支持が得られる ようにしてまいります。

従来から引き続き、当社の強みでもある機能別製品の更なる充実を図るため、業界の技術動向や市場ニーズを調査するとともに、研究開発部門への積極的な人材投入、設備投資、外部研究機関との提携などにより、研究開発力を強化します。さらに、ISO9001による品質管理体制の継続的改善を進めていく一方で、需要の変動に対して生産を柔軟に調整できるより機動的な生産体制と、在庫の適正化と在庫回転率の向上を同時に実現できる物流体制を構築するための設備投資を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容(平成24年3月31日現在)

化粧品及び医薬部外品の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場(平成24年3月31日現在)

① 本店 東京都港区六本木七丁目18番12号

② メインオフィス・総合研修センター「シーボンパビリオン」

神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号

③ シーボン美容研究所 栃木県河内郡上三川町多功2524

④ 直営店 フェイシャリストサロン104店舗

⑤ 集客拠点 14ヶ所

(7) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

① 当社の従業員数の推移

部	門	区	分	従 業 員 数	(名)	前事業年度末比	曽減 (名)
本	社	部	門	157	(117)	3	(18)
直	販 営	業	部門	895	(458)	△2	(△223)
生	産	部	門	40	(48)	3	(1)
合			計	1,092	(623)	4	(△204)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の() は、外数で臨時従業員(パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣 社員等を含む)の年間の平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	72 (10)	40.6	11.9
女 性	1,020 (613)	33.2	6.2
合計または平均	1,092 (623)	33.7	6.5

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 - 2. 従業員数欄の()は、外数で臨時従業員(パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む)の年間の平均雇用人員であります。

- (8) 主要な借入先の状況(平成24年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成24年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

4,243,000株

(3) 株主数

7,373名

(4) 大株主 (上位10名)

株		主	名	所	有	株	式	数	持	株	比	率			
犬	塚	雅	大				1,606	千株			37.	.86%			
シー	ボ ン 従	業員持	株 会				243				5.73				
株式	会社三菱	東 京 U F	J 銀 行				120				2.	.83			
犬	塚	公	子				95				2.	.25			
安	田	亜	希				95				2.	.25			
望	月	暁	_				81				1.	.92			
藤	井	達	夫				70				1.	.67			
松	下	広	美				70				1.	.65			
金	子	靖	代				63				1.	.51			
大	須 賀	清	美				50				1.	.18			

- (注) 1. 所有株式数は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式(159株)を控除し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成24年3月31日現在)

	第1回新株予約権
発行決議日	平成22年7月16日取締役会決議
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	無償
行使価額	1 株当たり1,540円
新株予約権の数及び株数	240個(24,000株)
役員の保有状況	取締役5名 (社外取締役を除く)
権利行使期間	自 平成24年7月31日 至 平成31年7月30日
行使の条件	注

- (注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
 - ①権利行使時において、引き続き当社の取締役または従業員(将来における当社子会社の取締役または 従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職の日から5 年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
 - ②譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
 - ③その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権 割当契約に定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(平成24年3月31日現在)

会社	上におけ	る地	也位	月			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	表 取 締	役 会	: 長	犬	塚	雅	大	_
代表	表 取 締	役 社	: 長	金	子	靖	代	_
取	締		役	久化	呆 田	英	男	直販営業部担当
取	締		役	本	村	善	文	社長室担当
取	締		役	崎	山	_	弘	直販営業部担当
取	締		役	朱	峰	玲	子	営業推進部担当
取	締		役	諏	佐	貴	紀	管理部担当
取	締		役	髙	橋		健	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会 社 取締役会長
常	勤監	査	役	石	原	栄	_	_
監	査		役	笹	浪	恒	弘	卓照綜合法律事務所 弁護士 電気化学工業株式会社 社外監査役
監	査		役	古	Ш	雅	_	海南監査法人代表社員 公認会計士 株式会社ACCESS 社外監査役

- (注) 1. 取締役 髙橋健氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役 石原栄一氏、監査役 笹浪恒弘氏及び監査役 古川雅一氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役 髙橋健氏及び常勤監査役 石原栄一氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪 証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役 古川雅一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、執行役員制度を導入しております。平成24年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

 (氏
 名)
 (当社における地位及び担当)

 清水
 和子
 執行役員
 美容指導担当

 大森頃
 一執行役員
 管理部担当

 三上直子
 執行役員
 生産部担当

(2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区						分	支	給	人	数	支	給	額
取(う	ち	社	締外	取	締	役 役)				8名 (1)		26 (6	2百万円 5)
監(う	ち	社	查外	監	査	役 役)				3 (3)		(19	
合 (う	ち	社	t s	外 :	役	計 員)				11 (4)		28 (26	2 6)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議をいただいております。また、別枠で平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
 - 4. 上記の支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金の繰入額として計上した取締役8名に対し16.4 百万円(うち社外取締役1名に対し0.2百万円)、監査役3名に対し0.7百万円(うち社外監査役3 名に対し0.7百万円)を含んでおります。
 - 5. 上記の支給額には、当事業年度中に導入いたしました確定拠出年金制度の掛け金として、1.8百万円を含んでおります。
 - 6. 上記の支給額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として取締役5名分、2.1百万円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係
 - ・取締役 髙橋健氏は、ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社取締役会長 を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 笹浪恒弘氏は、卓照綜合法律事務所の弁護士、電気化学工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同 2 法人との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 古川雅一氏は、海南監査法人の代表社員、株式会社ACCESSの社外監査役であります。なお、当社と同2法人との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

					活	動	状	況
取締役	髙	橋		健	当事業年度に開催 おける豊富な経験 性・適正性を確保	と幅広い識見を活	舌かし、取締役会	の意思決定の妥当
常勤監査役	石	原	栄	_		のうち13回に出席	まし、豊富な経験と	4事業年度に開催さ 1幅広い識見を活か きを活発に行ってお
監査役	笹	浪	恒	弘	当事業年度に開催 ち10回に出席し、 用な助言・提言を	弁護士としての専		監査役会13回のう 経営全般にわたり有
監査役	古	Л	雅	1	当事業年度に開催 ち13回に出席し、 り有用な助言・提	公認会計士として	の専門的見地から	監査役会13回のう 5、経営全般にわた

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役髙橋健氏につきましては500万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役石原栄一氏、監査役 笹浪恒弘氏及び監査役古川雅一氏につきましては300万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			24百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務にかかる報酬等の額			1百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等 の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(国際財務報告基準に関するアドバイザリー業務)について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会 が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任 した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守する。
 - ② 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視する。
 - ③ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙する。
 - ④ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を定期的に取締役会・監査役会に報告する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報(取締役会及び経営会議等の会議の議事録及び参考 資料等の重要な情報)については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程 の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役及び監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧または謄写に供する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行う。
 - ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。

- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を 定期的に監査し、当社業務が適正且つ合理的に行われているかを評価する。監査結果 を定期的に取締役会・監査役会に報告する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会の決定に基づく社内規程(組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議 規程等)において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、 効率的な業務体制を整備する。
 - ② 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に取締役・執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定する。
 - ③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置する。
- 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項及び当使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、 監査役と協議し設置する。
 - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席することができる。
 - ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
 - ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。

- 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じなければならない。
 - ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、 監査の実効性を確保する。
- 8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 - ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化する。
 - ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、 財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用する。
- 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の 規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針とし ている。
 - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備する。

貸 借 対 照 表 (平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	5,551,402	流 動 負 債	2,005,405
現金及び預金	3,217,768	買 掛 金	145,177
売 掛 金	1,067,502	未 払 金	783,571
商品及び製品	394,806	未 払 費 用	181,365
仕 掛 品	55,180	未 払 法 人 税 等	343,174
原材料及び貯蔵品	398,768	未 払 消 費 税 等	54,172
前 払 費 用	98,691	前 受 金	5,026
繰 延 税 金 資 産	270,382	賞 与 引 当 金	26,081
その他	49,059	役員賞与引当金	17,200
貸倒引当金	△758	ポイント引当金	427,826
固定資産	5,548,317	資産除去債務	1,316
有 形 固 定 資 産	3,911,923	その他	20,494
建物	2,102,152	固定負債	449,756
構築物	134,373	長期未払金	107,820
機 械 及 び 装 置	46,484	資産除去債務	262,855
車両運搬具	15,859	その他	79,081
工具、器具及び備品	190,814	負債合計	2,455,161
土 地	1,376,454	純 資 産 株 主 資 本	の 8,656,065
建設仮勘定	45,783	M	8,656,065 449,547
無形固定資産	121,139	資本剰余金	333,447
ソフトウエア	42,236	算 本 準 備 金	333,447
電話加入権	78,337	利益剰余金	7,873,298
その他	564	利益準備金	37,758
投資その他の資産	1,515,255	その他利益剰余金	7,835,540
投 資 有 価 証 券	277,474	固定資産圧縮積立金	18,340
破産更生債権等	212	別途積立金	100,000
長期 前払費用	19,957	繰越利益剰余金	7,717,199
繰 延 税 金 資 産	147,521	自己株式	△227
保険積立金	231,131	評価・換算差額等	△17,133
敷金及び保証金	811,669	その他有価証券評価差額金	△17,133
そ の 他	41,000	新株予約権	5,626
貸 倒 引 当 金	△13,711	純 資 産 合 計	8,644,557
資 産 合 計	11,099,719	負債 純資産合計	11,099,719

損益計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

(単位:千円)

	禾	———— 斗				E			金	額
売			上			高				14,228,157
売		上		原		価				2,725,898
	売	ا	Ł	総		利	益	ī		11,502,258
販	売	費及	Ω, —	般電	管 理	費				10,107,713
	営		業		利		益	ī		1,394,544
営		業	外	収	Į.	益				
	受	取	1 息	及	び	配	当 金		12,647	
	受		取		家		賃	Î	46,479	
	そ			0)			他	Ī	3,167	62,293
営		業	外	費	Ì	用				
	株	式	公	ŀ	荆	費	用		17,019	
	社	宅	等		解	約	損	į	1,352	
	貸	倒	引 当	i 金	. 網	1 7	茶 額	į	11,500	
	そ			0)			他	Ī	620	30,492
	経		常		利		益	1		1,426,346
特		別		損		失				
	固	定	資	産	除	却	損	į	21,905	
	投	資有		証		評	価損		9,051	
	減		損		損		失		19,870	
	厚	生 年	金 基		说 退	拠	出金		772,147	822,975
	锐	引育		期	純					603,370
1		、税 、	住 民		及 ひ		業税		335,851	
	去	人		等	調	整			8,097	343,949
=	当	期		純		۱J		Ì		259,421

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

(単位:千円)

			株		主	資		本		
		資本乗	削余 金		利 益	剰	余	金		
項目	資本金		資本剰余金	利益準	その他	利 益	剰 余 金	利益剰余金	自己株 式	株主資本
		資本準備金	合 計	利益準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合計	工	合 計
平成23年4月1日 期首残高	449,547	333,447	333,447	37,758	18,071	100,000	7,818,690	7,974,520	△194	8,757,320
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△360,643	△360,643		△360,643
実効税率変更に伴 う 積 立 金 の 増 加					1,334		△1,334	_		-
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩 し					△1,066		1,066	_		-
当 期 純 利 益							259,421	259,421		259,421
自己株式の取得									△32	△32
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)				·						
事業年度中の変動額合計	_	_	_		268	_	△101,490	△101,221	△32	△101,254
平成24年3月31日 期末残高	449,547	333,447	333,447	37,758	18,340	100,000	7,717,199	7,873,298	△227	8,656,065

	評価・換	算差額等		
項目	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
平成23年4月1日 期首残高	△19,464	△19,464	2,256	8,740,111
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△360,643
実効税率変更に伴 う 積 立 金 の 増 加				_
固定資産圧縮 積立金の取崩し				-
当 期 純 利 益				259,421
自己株式の取得				△32
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	2,331	2,331	3,369	5,700
事業年度中の変動額合計	2,331	2,331	3,369	△95,554
平成24年3月31日 期末残高	△17,133	△17,133	5,626	8,644,557

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によってお ります。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物7年~50年構築物2年~60年機械及び装置2年~17年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

④ 長期前払費用 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実

績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能

性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に

対応する負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき

計上しております。

④ ポイント引当金 商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシ

ャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将

来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,810,687千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,243,000株	-株	-株	4,243,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	138株	21株	-株	159株

- (注) 自己株式の数の増加21株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
 - イ、平成23年6月28日開催の第46期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・配当金の総額 233,357千円

・配当の原資 利益剰余金

・1株当たり配当額 55円

・基準日 平成23年3月31日 ・効力発生日 平成23年6月29日 ロ、平成23年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

・配当金の総額 127,285千円・配当の原資 利益剰余金

・1株当たり配当額 30円

・基準日 平成23年9月30日 ・効力発生日 平成23年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成24年6月26日開催の第47期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額・配当の原資和益剰余金

・1株当たり配当額 50円

・基準日 平成24年3月31日・効力発生日 平成24年6月27日

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)

未払事業税	27,511千円
未払事業所税	4,608千円
役員賞与引当金	6,537千円
未払賞与	64,206千円
未払費用	4,400千円
ポイント引当金	162,616千円
資産除去債務	500千円
操延税金資産(流動)合計	270,382千円

繰延税金資産 (固定)

一括償却資産	13,647千円
減損損失	49,069千円
減価償却限度超過額	3,949千円
貸倒引当金	4,962千円
会員権評価損	7,774千円
投資有価証券評価損	11,443千円
未払退職金	38,718千円
その他有価証券評価差額金	6,200千円

93,681千円
229,447千円
△42,120千円
187,326千円
△10,332千円
△29,472千円
△39,804千円
147,521千円
417,903千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負扣率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割	3.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.5%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.0%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関 する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に 開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに 伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1 日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について は38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6% となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は39.363千円減少 し、法人税等調整額が39.360千円、その他有価証券評価差額金が2千円、それぞれ増加しております。

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
ソフトウエア	12,850	11,564	1,285
合計	12,850	11,564	1,285

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,367千円
1 年超	-千円
合計	1,367千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料2,756千円減価償却費相当額2,569千円支払利息相当額78千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、 預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを 回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規程に基づき取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に資金運用目的の債券及び業務上の関係を有する企業等の株式であり、債券は債券発行体の信用リスク、株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の

財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。 当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っ ております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等及び未払 消費税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。長期未払金は、退職金制度の打切 支給に係る債務であり、退職時に支給する予定であります。これらの営業債務及び金銭債務は、流動性 リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより管 理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	3,217,768	3,217,768	_
② 売掛金 (※)	1,066,744	1,066,744	_
③ 投資有価証券	277,474	277,474	_
④ 敷金及び保証金	811,669	748,571	△63,097
資産計	5,373,656	5,310,558	△63,097
① 買掛金	145,177	145,177	_
② 未払金	783,571	783,571	_
③ 未払法人税等	343,174	343,174	_
④ 未払消費税等	54,172	54,172	_
⑤ 長期未払金	107,820	93,014	△14,805
負債計	1,433,915	1,419,110	△14,805

(※) 売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金 ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された 価格によっております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、 国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

①買掛金 ②未払金 ③未払法人税等 ④未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引い た現在価値によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)
現金及び預金	3,217,768	_
売掛金	1,066,744	_
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		
その他	_	50,000
合計	4,284,513	50,000

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

2,037.45円

61.14円

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
春日部	店舗	建物他	3,325千円
銀座	店舗	建物他	14,124千円
倉敷	店舗	建物他	2,420千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、本社、工場、六本木 共有施設につきましては全社資産としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19,870千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物11,798千円、工具、器具及び備品8,072千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

10. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は上記のほか東京化粧品厚生年金基金に加入しておりましたが、平成23年7月1日付で同基金を脱退しております。脱退に伴い特別掛金772,147千円が発生いたしましたので、特別損失に計上しております。

(2) 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金掛金	17,061千円
厚生年金基金掛金	60,138千円
退職給付費用	77,200千円

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

直営店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等及び六本木本店、パビリオン及び工場の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

直営店舗は、使用見込期間を建物の耐用年数(15年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(主に1.744%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

六本木本店、パビリオン及び工場の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等は、使用見込期間を建物の耐用年数(主に50年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(主に2.585%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	246,950千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,857千円
時の経過による調整額	4,109千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,745千円
期末残高	264,171千円

12. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(「従業員持株会信託型ESOP」の導入について)

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型ESOP」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会においてその詳細を決議しております。

(1) 本制度の導入趣旨

当社は、当社従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与し、経営への参画意識を高めることにより、当社の企業価値の向上を図るべく本制度を導入するものであります。

(2) 本制度の概要

本制度は、「シーボン従業員持株会」(以下、「持株会」)に加入するすべての従業員を対象とする インセンティブ・プランであります。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」)を設定し、持株会信託は持株会が今後4年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で予め取得いたします。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。持株会に対する当社 株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従 業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(3) 持株会信託の概要

- ① 委託者 当社
- ② 受託者 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

- ③ 受益者 持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
- ④ 信託契約日 平成24年5月16日 (予定)
- ⑤ 信託の期間 平成24年5月16日 (予定) ~平成28年6月30日 (予定)
- ⑥ 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

(4) 持株会信託による当社株式の取得の内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式
- ② 株式の取得価格の総額 310百万円を上限とする。
- ③ 取得株式数 最大211,000株とする。
- ④ 株式取得期間 平成24年5月16日 (予定) から平成24年6月1日 (予定)
- ⑤ 株式の取得方法 取引所市場(立会外取引を含む)より当社株式を取得する予定です。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

株式会社シーボン 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 野 雄一郎 印 紫務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 久 依 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第47期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員 の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受 け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行 われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監 査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備して いる旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事 業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注 記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい ても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月17日

株式会社シーボン監査役会常勤監査役石原栄一回社外監査役笹浪恒弘回社外監査役古川雅一回

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は212,142,050円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が終了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る の 当
益 上 直 子 (昭和36年3月12日生)	昭和58年4月 味の素株式会社入社 平成19年4月 武蔵野大学客員教授(現任) 平成22年1月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 生産部担当(現任)	400株

- (注) 1. 三上 直子氏は新任取締役候補者であります。
 - 2. 三上 直子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 笹浪 恒弘氏は、本株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査 役1名の選任をお願いするものであります。なお、土屋 奈生氏は、笹浪 恒弘氏の補欠では なく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
った。* なながません。 土 屋 奈 生 (昭和48年10月23日生)	平成15年9月 第一東京弁護士会登録 平成15年10月 隼国際法律事務所(現隼あすか法律事務 所)入所 平成24年1月 隼あすか法律事務所パートナー(現任)	一株

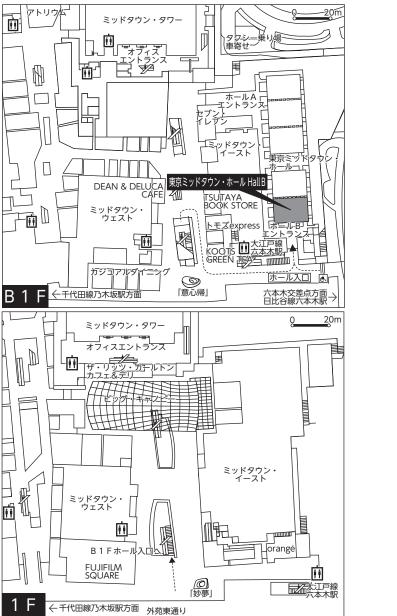
- (注) 1. 土屋 奈生氏は新任の監査役候補者であります。
 - 2. 土屋 奈生氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 土屋 奈生氏は、社外監査役候補者であります。また、土屋 奈生氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 土屋 奈生氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識・経験等を有し、企業 法務の実務に長年にわたり携わっていることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行できる ものと判断しております。
 - 5. 社外監査役候補者としての独立性
 - (1) 土屋 奈生氏は、以前に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - (2) 土屋 奈生氏は、以前に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けた ことはありません。
 - (3) 土屋 奈生氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
 - 6. 当社は、土屋 奈生氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任 の限度額は300万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

以上

Х	モ	

.....

「会場ご案内図(拡大) | ミッドタウン・タワー <u>iii</u> エントランス 苗



株主総会 会場ご案内図

(詳細は裏面をご参照ください)

会 場 東京都港区赤坂九丁目7番2号東京ミッドタウン・ミッドタウン・イースト 地下1階東京ミッドタウン・ホール Hall B



最寄駅 六本木駅

都営大江戸線 :8番出口より直結

東京メトロ日比谷線: 4 a 出口側から地下通路を経由

し、8番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線:3番出口より徒歩約3分